

予防事務審査・検査基準の新旧対照表（第 1 章 総則）

改正後	改正前
第 1 章 総 則 1 目的等 <u>(1) この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。</u> <u>(2) この基準は、総務省消防庁が発出する通知等を踏まえつつ、当庁管内の特性や実態に応じて定めたものであり、適宜、その見直しを図っていくものである。</u> 2 運用上の留意事項 [略] 3 <u>新たに基準を定めた場合又は基準を変更した場合の取扱い</u> <u>(1) 新たに定めた基準又は変更した基準（以下「新基準」という。）の適用は、運用開始日において、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えその他の工事中の防火対象物については、法令改正に係る事項を除き、適用しない。この場合、従前の基準による。</u> <u>(2) 法令改正に係る事項を除き、運用開始日以降に、用途の変更、増築、改築、移転、修繕又は模様替え等により新基準の適用が義務付けられるもの</u>	第 1 章 総 則 1 目 的 この基準は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 7 条及び第 8 条の 3 の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等及び火を使用する設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。 [新設] 2 運用上の留意事項 [同左] [新設]

<u>ではない。</u> <u>(3) (1)及び(2)にかかわらず関係者の判断により、新基準を適用する場合は、新基準を適用する旨その他必要事項を調査書等に記載すること。</u> <u>4</u> 用語例 (1)～(19) [略] (20) JIS とは、<u>産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項に規定する</u>日本産業規格をいう。 (21)～(40) [略] ※ [略]	<u>3</u> 用語例 (1)～(19) [同左] (20) JIS とは、日本産業規格をいう。 (21)～(40) [同左] ※ [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

予防事務審査・検査基準の新旧対照表（第2章第1節第5 建築物の棟、床面積及び階の取扱い）

改正後	改正前
第5 <u>防火対象物の床面積及び階等の取扱い</u> [削除] 1 建築物の棟、床面積及び階の取扱い <u>建築物の棟、床面積及び階の取扱いは、建築基準法令よるほか次の通知等を参考とすること。</u> (1) <u>昭和26年3月6日建設省住防発第14号「部分により構造を異にする建築物の棟の解釈について」(第7章資料25)</u> (2) <u>昭和35年12月8日建設省住発第368号「吊上式自動車車庫の取扱いについて」(第7章資料26)</u> (3) <u>昭和61年4月30日建設省住指発第115号「床面積の算定方法について」(第7章資料27)</u> (4) <u>平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」(第7章資料28)</u> (5) <u>社団法人日本建築士会連合会編集・発刊「床面積の算定方法の解説」(建設省住宅局建築指導課監修)</u>	第5 <u>建築物の棟、床面積及び階の取扱い</u> <u>地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）が平成12年4月1日に施行されたことに伴い、これまでの建設省等の通達等の取扱いについては建築主事等の執務上の取扱いによることとなった。</u> 1 建築物の棟の取扱い <u>主要構造部を耐火構造とした建築物の部分（以下「耐火構造の部分」という。）と主要構造部の全部又は一部を木造とした建築物の部分（以下「木造の部分」という。）とが相接して一連になっているもの（上下に接続するものを除く。）で次の(1)及び(2)に適合するものについては、別棟として取り扱うことができるものであること（昭和26年3月6日建設省住指発第14号、一部改正昭和48年12月10日建設省住指発第900号）。</u> (1) <u>木造の部分と耐火構造の部分とが相接する境界は、耐火構造の壁又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造の特定防火戸とすること。</u> <u>※ 管理上期待できるものに限り、常時閉鎖式防火戸とすることができる。</u> (2) <u>木造の部分と他の木造の部分とは、延焼防止上有効な3m以上の距離を有し、かつ、お互いに防火上有効にしゃ断されていること（第5－1図参</u>

1によるほか、次によること。 <u>(1) 政令別表第一に掲げる用途に供される防火対象物の床面積は、次の算定方法によること。</u> <u>ア 建築物以外の防火対象物（以下「工作物等」という。）又はその部分の床面積は、建基政令第2条第1項第3号の規定に準じ、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により算定すること。</u> <u>イ アにかかわらず、屋外に設置される機械式駐車装置の床面積は、建基政令第2条第1項第5号の規定に準じ、15 m²に当該機械式駐車装置に収容することができる台数を乗じて算定すること（第5－1図参照）。</u> <u>第5－1図 機械式駐車装置の床面積</u> [削除] [(1)、オに移設] [(2)、イ、(7)に移設]	<u>床面積の算定方法について</u> <u>昭和61年4月30日建設省住指発第115号</u> <u>(2) 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定</u> <u>建築基準法令によるほか、次によること。</u> [新設] [新設] <u>ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。</u> <u>イ ラック式倉庫にあっては、第2章第3節第6「倉庫に係る防火安全対策」.4によること。</u> <u>ウ 駐車のために供する部分の床面積等は、次により算定すること。</u> <u>(7) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。</u>
--	---

[(2)、イ、(7)に移設]	<u>(イ) 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車の用に供する部分ごとに床面積を算定すること（第5－2図参照）。</u> 第5－2図
[(2)、イ、(4)に移設] [削除]	<u>(ウ) 高架下建築物等にあつては、第2章第4節第2「高架下建築等」.5によること。</u> <u>(エ) 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造（立体駐車場）及び同方法で自転車を駐輪させる構造（立体駐輪場）の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。</u>
[(2)、イ、(ウ)c及びdに移設]	<u>(オ) 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に車両2台以上を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合（当該駐車装置相互の間隔が1m以下）にあつては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用する。</u>
[(2)、ウに移設]	<u>エ 政令第13条第1項第6項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第13条第1項第7項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、<u>屋外（屋上を含む。）に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の(イ)によること。</u></u>

	(ア) 不燃区画された部分の場合（第 5－3 図参照） 不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ）、床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。 a 屋内に面する出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部には、建基政令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する防火設備（出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。）が設けてあること。 b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第 112 条第 21 項に規定する構造の防火設備が設けてあること。 c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。 <u>第 5－3 図</u> 不燃区画された部分の場合の例 (イ) 水平投影による部分の場合（第 5－4 図参照） 電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離 5 m までの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部分は、次によること。 a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が 2 箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。 b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあつ
--	---

ウ <u>アにかかわらず</u>、駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。 (7) 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。） （第5－<u>2</u>図参照） 第5－<u>2</u>図 (4) 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第5－<u>3</u>図参照）。 第5－<u>3</u>図 (4) 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上あるコンコース（第5－<u>4</u>図参照） 第5－<u>4</u>図 エ 地下駅舎の床面積は、<u>アによるほか</u>次により算定すること。	ては、前(7)による防火設備が設けられていること。 第5－<u>4</u>図 水平投影による部分の場合の例 オ 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。 (7) 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム（上家の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続して設けられたものを除く。） 第5－<u>5</u>図参照） 第5－<u>5</u>図 (4) 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く（第5－<u>6</u>図参照）。 第5－<u>6</u>図 (4) 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね奥行の2倍以上あるコンコース（第5－<u>7</u>図参照） 第5－<u>7</u>図 カ 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
---	--

(7) 改札口内にあっては、軌道部分を除き、<u>全</u>てを算入する。 (4) 改札口外のコンコース等において、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離 20m 以内の部分を算入すること。 ただし、20m 以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。 ※ 誘導灯及び放送設備については、20m を超える部分にあっても、必要となるので注意すること。 オ ラック式倉庫において、第 2 章第 3 節第 6 「倉庫に係る防火安全対策」. 4 によること。 カ 観覧場で、観覧席の 1 面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。 キ 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m 未満の場合は当該距離) 以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖又は作動する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。 ク 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。 ※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項に定める基準でなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によるものであること。	(7) 改札口内にあっては、軌道部分を除き、<u>す</u>べてを算入する。 (4) 改札口外のコンコース等において、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離 20m 以内の部分を算入すること。 ただし、20m 以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。 ※ 誘導灯及び放送設備については、20m を超える部分にあっても、必要となるので注意すること。 [イから移設] キ 観覧場で、観覧席の 1 面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行の 2 倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。 ク 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m (20m 未満の場合は当該距離) 以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖又は作動する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該防火設備の部分までとするものであること。 ケ 防火対象物の一部に法第 10 条第 1 項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。 ※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第 17 条第 1 項に定める基準でなく、法第 10 条第 4 項に定める基準によるものであること。
--	--

ケ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。 <u>(2) 次に掲げる規定を適用する特殊な用途に供される部分の床面積等は、次に示す算定方法によること。</u> <u>ア 政令第 13 条第 1 項第 4 欄に掲げる「自動車の修理又は整備の用に供される部分」</u> <u>(7) 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。</u> <u>(4) 自動車の修理又は整備に必要な倉庫や油庫は、床面積に算入すること。ただし、事務所は算入しないものとする。</u> <u>(7) 自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して 2 箇所以上の自動車の修理又は整備の用に供される部分が存する場合は、整備の用に供される部分と整備の用に供しない部分を耐火構造の壁又は特定防火設備で区画した部分ごとに算定すること（第 5－5 図参照）。</u> <u>第 5－5 図 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積の算定</u> <u>イ 政令第 13 条第 1 項第 5 欄、政令第 21 条第 1 項第 13 号、条例第 40 条第 1 項第 1 欄第 2 号及び条例第 45 条の 2 に掲げる「駐車のために供される部分」及び「駐車のために供する部分」</u> <u>(7) 前ア(7)及び(4)を準用する。</u> <u>(4) 高架下建築物等にあつては、第 2 章第 4 節第 2 「高架下建築物等」. 5 によること。</u> <u>(7) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させるもの（以下「機械式駐車装</u>	コ 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。 [新設] [ウ、(ア)及び(イ)から移設] [ウ、(ウ)から移設]
--	---

<u>置」という。)を複数設置した場合の収容台数の算定方法は、次によること。</u> <u>a 屋内（直接外気に接し、常時開放されている部分を含む。(イ)において同じ。）においては、一の駐車のために供する部分内に設置された機械式駐車装置の収容台数を合計すること。</u> <u>b aにかかわらず、機械式駐車装置の出入口面が直接外気に接し、常時開放されている場合で、機械式駐車装置の相互間に、開口部のない耐火構造の壁により延焼防止措置がなされている場合、機械式駐車装置ごとに収容台数を算定すること（図5－6参照）。</u>	[新設] [新設]
<u>第5－6図 収容台数を合計しない例</u> <u>c 屋外においては、機械式駐車装置相互の間隔が1 m以下の場合、機械式駐車装置の収容台数を合計すること。</u> <u>d cにかかわらず、屋外で機械式駐車装置の相互間に防火壁等により延焼防止措置がなされている場合、機械式駐車装置ごとに収容台数を算定すること。</u> <u>(イ) 屋内の部分と屋上の部分が一体的に駐車のために供される場合（2階以上の部分に限る。）は、屋内における駐車のために供される部分の床面積を200 m²で除した値と、屋上の部分における駐車のために供される部分の床面積を300 m²で除した値の合計が1以上であれば、政令第13条第1項第5欄の規定に基づき水噴霧消火設備等を設置すること（第5－7図参照）。</u> <u>第5－7図 屋内と屋上が一体的に駐車のために供される部分</u> <u>ウ 政令第13条第1項第6項に規定する「発電機、変圧器その他これらに</u>	[ウ、(ウ)から移設] [ウ、(ウ)から移設] [新設] [エから移設]

類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び政令第 13 条第 1 項第 7 項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）」の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋上等に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次の(イ)によること。

(7) 不燃区画された部分の場合（第 5－8 図参照）

不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、はり及び屋根。以下この項において同じ）、床で区画された部分（以下この項において「不燃区画」という。）の床面積とし、当該不燃区画に設けられた開口部は、次によること。

- a 屋内に面する出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部には、建基政令第 112 条第 19 項第 2 号に規定する防火設備（出入口、窓等にあつては、防火戸に限る。）が設けてあること。
- b 屋内に面する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該不燃区画を貫通している部分又はこれに近接する部分に建基政令第 112 条第 21 項に規定する構造の防火設備が設けてあること。
- c 屋外に面する開口部には、防火設備が設けてあること。

第 5－8 図 不燃区画された部分の場合の例

(i) 水平投影による部分の場合（第 5－9 図参照）

電気設備又は鍛造場等が設置される部分の当該機器が据え付けられた部分の水平投影面の周囲に水平距離 5 m までの範囲の部分（以下この項において「水平投影による部分」という。）の床面積とし、水平投影による部

分は、次によること。 a 同一室内に電気設備又は鍛造場等の当該機器等が2箇所以上設置されている場合は、合計した面積（水平投影による部分の床面積が重複する場合には、重複加算しない。）とすること。 b 水平投影による部分に耐火構造の壁がある場合の水平距離は、当該壁までの距離とすること。この場合、当該壁に開口部が設けられた場合にあっては、前(7)による防火設備が設けられていること。 第5－9図 水平投影による部分の場合の例 3 <u>消防用設備等の設置にあたっての階数及び階の取扱い</u> [削除]	3 階数の算定 <u>(1) 建築基準法令上の階数の算定</u> <u>階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号によるほか次によること。</u> <u>ア 多層式倉庫（物品（危険物を除く。）を貯蔵保管するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行うための作業床を設けたものをいう。）が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことができるものであること。</u> <u>(イ) 耐火建築物であること。</u> <u>(イ) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。</u> <u>(ウ) 階高（作業床を除く。）は、5 m以下であること（第5－8図参照）。</u> 第5－8図 <u>イ 棚式倉庫（積荷の作業を行うものが、当該棚の外部にいて直接積荷することができるもの又はリフト若しくはクレーン等の機械だけの使用によ</u>
--	---

	<u>って積荷することができるもの）は、次に適合する場合、階数を1として取り扱うものであること。</u> <u>(ア) 準耐火建築物若しくは耐火建築物を要求されるものについては、準耐火建築物（建基政令第109条の3第1号に該当するものを除く。）で外壁を耐火構造としたもの又は耐火建築物とし、主要構造部以外の部分是不燃材料で造られていること。</u> <u>(イ) 軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。</u> <u>ウ 次の各号に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条及び第61条の適用にあたって、階数を1として取り扱うものであること。</u> <u>(ア) 耐火建築物又は準耐火建築物（建基政令第109条の3第1号に該当するものを除く。）であること。</u> <u>(イ) 木造建築物が密集している市街地内での他の建築物（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）又は隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合には、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さが15m以下の部分が耐火構造であること。</u> <u>(ウ) (イ)の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。</u> <u>(エ) 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、当該既存の建築物又は他の部分とを(イ)という他の建築物とみなして(イ)及び(ウ)によること。</u> <u>エ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の1/2以下であれば、当該部分については階として取り扱う必要はない。（平成12年6月1日建設省住指発第682号「建築基準法の一部を改正する法律の施行について」）</u>
--	---

(1) <u>消防法令上の階数の算定は、1によるほか、次によること。なお、消防法令に「○階」(○は数字)と規定されているものは、階数に算入される階をいう。</u> ア <u>工作物等の階数の算定は、建基政令第2条第1項第8号の規定に準じて算定すること。</u> イ <u>アにかかわらず、屋外に設置される機械式駐車装置の階数は1とし、地上1階とみなす。</u> [削除] [削除] [削除] ウ <u>平均地盤面が異なる場合、防火対象物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第5-10図参照)。</u>	※ <u>本通知は必ずしも住宅のみを想定しているものではないが、業務用の建築物に設ける本格的な倉庫等までも対象としているものではない。</u> (2) <u>消防用設備等の設置にあたっての階の算定</u> [新設] [新設] ア <u>倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの(積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、階数に算定するものであること。</u> ※ <u>一般的に棚と床の区別は</u> <u>当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うが、具体的には、その形状機能等から社会通念に従って判断すること。</u> イ <u>床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので当該部分の高さがおおむね1.5m以下(通常姿勢で作業等ができない高さ)のものは、階数に算入しないものであること。</u> ウ <u>吊上げ式車庫の階数は1とすること。</u> エ <u>平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第5-9図参照)。</u>
---	---

第 5 - 10 図 <u>(2) 消防法令上の階に係る規定（階数に係るものを除く。）は、階数に算入されない階にも適用する（第 5 - 11 図参照）。</u> <u>(3) 階数に算入されない階の消防用設備等の設置は、第 2 章第 1 節第 9 「消防用設備等の設置」． 2 によること。</u> <u>(4) (2)にかかわらず、階数に算入されない階は、政令第 21 条第 1 項第 7 号及び省令第 23 条第 4 項第 7 号に規定する「避難階以外の階」には該当しない（第 5 - 12 図参照）。</u> <u>(5) (2)にかかわらず、条例第 39 条第 1 項第 5 号及び第 40 条第 1 項第 4 欄に規定する「31mを超える階」は、階数に算入される階が 31mを超える場合に該当し、当該消防用設備等の設置が義務付けられる。この場合、階数に算入されない階にも消防用設備等の設置が義務付けられる（第 5 - 13 図参照）。</u> 第 5 - 11 図 階数に算入されない階 第 5 - 12 図 避難階以外の階 第 5 - 13 図 31mを超える階 <u>(6) 条例第 39 条第 1 項第 5 号又は条例第 40 条第 1 項第 4 欄における「地盤面からの高さ」とは、建築基準法施行令第 2 条第 2 項に規定する地盤面から、階の床面（フロアレベル：仕上げ面）までの高さをいう。</u>	第 5 - 9 図 [新設] [新設] [新設] [新設] 才 条例第 39 条第 1 項第 5 号又は条例第 40 条第 1 項第 4 欄における「地盤面からの高さ」とは、建築基準法施行令第 2 条第 2 項に規定する地盤面から、階の床面（フロアレベル：仕上げ面）までの高さをいう。
--	--

なお、建築物の階のうち、同一階に、地盤面から床面までの高さが 31m を超える部分と超えない部分がある場合は、当該階全体を 31m を超える階として取り扱う。	なお、建築物の階のうち、同一階に、地盤面から床面までの高さが 31m を超える部分と超えない部分がある場合は、当該階全体を 31m を超える階として取り扱う。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

予防事務審査・検査基準の新旧対照表（第２章第１節第９ 消防用設備等の設置を要しない部分等）

改正後	改正前
<u>第９ 消防用設備等の設置を要しない部分等</u> <u>消防用設備等の設置を要しない部分及び消防用設備等の特例基準について次により取り扱う。</u> <u>１ 消防用設備等の設置を要しない部分</u> <u>消防法第 17 条第 1 項及び第 2 項に基づく消防用設備等の設置を要しない部分は、次に掲げるものとする。ただし、(3)に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。</u> <u>(1) 屋上（最上部以外のセットバックした部分を含む。）、人工地盤、スロープ等で、上部が屋根、庇等により覆われていない部分。ただし、屋外の観覧場等の客席を除くものとする。</u> <u>また、次の事項に留意すること。</u> <u>ア 屋上に設けるビアガーデン、遊技場等は、第 2 章第 4 節第 4 建築物の屋上に設けるビアガーデン、遊技場等に基づき指導を行うこと。◆</u> <u>イ グレーチング等は屋根、庇等には含まれないものであること。</u> <u>ウ グレーチング等により複数層にわたって構築された設備バルコニーは、必要に応じて消火器具等による警戒を指導すること。◆</u> <u>(2) デッドスペース、地下ピット等で、次のすべてに該当する部分。</u> <u>ア 建築設備等（次に掲げるものを除く。）が設置されていない部分であること。</u>	[新設]

<u>(ア) 配線及び配管</u> <u>(イ) 最下層の免震装置（付属する設備を含む。）</u> <u>(ウ) 給水タンク又は貯水タンク</u> <u>(エ) 照明設備</u> <u>イ 点検口（高さ及び幅がそれぞれおおむね 1,200mm以下及び 750mm以下）でのみ出入が可能である等、みだりに人が立ち入ることができない措置を講じている部分であること。</u> <u>ウ 建築基準法令上床面積に算入されていない部分であること。</u> <u>(3) 特段の規定</u> <u>ア 少量危険物又は指定可燃物に係る次の規定</u> <u>政令第 10 条第 1 項第 4 号</u> <u>政令第 11 条第 1 項第 5 号</u> <u>政令第 12 条第 1 項第 8 号</u> <u>政令第 13 条第 1 項第 9 欄</u> <u>政令第 21 条第 1 項第 8 号</u> <u>条例第 36 条第 2 項第 6 号</u> <u>条例第 37 条第 1 項第 6 号</u> <u>条例第 38 条第 1 項第 3 号</u> <u>条例第 39 条第 1 項第 6 号</u> <u>条例第 40 条第 1 項第 5 欄</u> <u>条例第 41 条第 1 項第 4 号</u> <u>イ 回転翼航空機又は垂直離着陸航空機に係る次の規定</u> <u>政令第 13 条第 1 項第 2 欄</u> <u>条例第 46 条第 1 項第 2 号</u> <u>ウ 道路の用に供される部分に係る次の規定</u>	
---	--

<u>政令第 13 条第 1 項第 3 欄</u> <u>政令第 21 条第 1 項第 12 号</u> <u>政令第 29 条第 1 項第 5 号</u> <u>エ 駐車のために供される部分に係る次の規定</u> <u>政令第 13 条第 1 項第 5 欄</u> <u>条例第 46 条第 1 項第 2 号</u> <u>オ 電気設備に係る次の規定</u> <u>政令第 13 条第 1 項第 6 欄</u> <u>条例第 36 条第 2 項第 2 号</u> <u>条例第 37 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで</u> <u>条例第 40 条第 1 項第 2 欄</u> <u>カ 火気の使用等に係る次の規定</u> <u>政令第 13 条第 1 項第 7 欄</u> <u>条例第 36 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号まで</u> <u>キ その他の規定</u> <u>条例第 38 条第 4 項</u> <u>条例第 46 条第 4 項</u> <u>2 消防用設備等の特例基準等</u> <u>(1) 別に規定しているもののほか、政令第 32 条又は条例第 47 条の規定に基づき、特例を適用できる部分及び特例の対象となる消防用設備等は、第 9－1 表に掲げるものとする。ただし、1 (3) に掲げる特段の規定に基づき設置を要する消防用設備等を除く。</u> <u>なお、第 9－1 表に掲げる特例基準を適用する場合、関係者からの火災予防条例第 64 条に基づく特例申請は要しないものとする。</u>	
---	--

<u>(2) 規則第 13 条第 3 項第 6 号及び規則第 23 条第 4 項第 1 号ロに規定する「外部の気流が流通する場所」(以下「外部の気流が流通する場所」という。)とは、第 9－2 表に示す部分をいう。</u> <u>第 9－1 表 消防用設備等の特例基準</u> <u>第 9－2 表 外部の気流が流通する場所</u> <u>第 9－1 図 開口高さが 5 m 未満の場合</u> <u>第 9－2 図 開口高さが 5 m 以上の場合</u> <u>第 9－3 図 外部の気流が流通する場所</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

予防事務審査・検査基準の新旧対照表（第2章第3節第6 倉庫に係る防火安全対策）

改正後	改正前
第6 倉庫に係る防火安全対策 1～3 [略] 4 ラック式倉庫 消防用設備等の設置については、次によること。 [削除] <u>(1) 延べ面積等の算定</u> [削除] <u>ア</u> ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。 (7) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画	第6 [同左] 1～3 [同左] 4 ラック式倉庫 消防用設備等の設置については、次によること。 <u>(1) 階の算定</u> <u>ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の部分は、階数を1として取り扱うものであること。</u> <u>(2) 延べ面積等の算定</u> <u>ア ラック式倉庫の延べ面積は、各階の床面積の合計により算定すること。</u> <u>この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この(2)において同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。</u> <u>イ</u> ラック式倉庫のうち政令第12条第1項第5号の適用において次のいずれかに該当する場合は、ラック等を設けた部分の面積により算定すること。この場合、当該部分に対してのみスプリンクラー設備を設置すればよいこと。 (7) ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画

されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの (4) ラック等を設けた部分の周囲に幅 5 mの空地が保有されているもの <u>イ</u> 前<u>ア</u>に該当する場合、政令第 12 条第 1 項第 5 号の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。 <u>ウ</u> ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の 10%未満であり、かつ、300 m²未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第 12 条第 1 項第 5 号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。 <u>(2)</u> 天井の高さの算定 ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。 <u>(3)</u> ラック式物品庫等に対するスプリンクラー設備等の設置◆ 政令別表第 1 (14)項に掲げる防火対象物に該当しない用途でラック式物品庫等が存する場合、天井の高さが 10mを超える店舗内の商品倉庫や事務所の物品庫等については、集積能力が高く初期消火が困難であることから、スプリンクラー設備等を設置すること。 5 [略]	されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの (4) ラック等を設けた部分の周囲に幅 5 mの空地が保有されているもの <u>ウ</u> 前<u>イ</u>に該当する場合、政令第 12 条第 1 項第 5 号の適用については、ラック等を設けた部分における倉庫の構造によることとしてよいこと。 <u>エ</u> ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の 10%未満であり、かつ、300 m²未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第 12 条第 1 項第 5 号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。 <u>(3)</u> 天井の高さの算定 ラック式倉庫の天井（天井のない場合にあつては、屋根の下面）の高さは、当該天井の平均の高さ（軒の高さと当該天井の最も高い部分の高さの平均）により算定すること。 <u>(4)</u> ラック式物品庫等に対するスプリンクラー設備等の設置◆ 政令別表第 1 (14)項に掲げる防火対象物に該当しない用途でラック式物品庫等が存する場合、天井の高さが 10mを超える店舗内の商品倉庫や事務所の物品庫等については、集積能力が高く初期消火が困難であることから、スプリンクラー設備等を設置すること。 5 [同左]
備考 表中の [] の記載は注記である。	